

令和2年4月30日

大阪狭山市立小・中学校の
保護者の皆様へ

大阪狭山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の変更について

平素は本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

この度、大阪府教育委員会からの要請により、4月8日(水)から5月6日(水)までと
していた臨時休業の期間を下記のとおり変更いたしますので、ご理解・ご協力いただきますよう、
よろしく願いいたします。

記

1. 臨時休業の期間について

- ・令和2年5月7日(木)から5月10日(日)までの間、引き続き小・中学校を臨時休業とします。

2. 小学校における放課後児童会入会児童等への対応について

- ・5月7日(木)・8日(金)の小学校における放課後児童会入会児童等の対応は、引き続き実施します。ただし、極力自宅での見守りにご協力いただきますようお願いいたします。

3. 5月11日(月)以降の対応について

- ・令和2年5月11日(月)以降の対応については、あらためてお知らせいたします。
- ・臨時休業措置に係る授業時間数確保のため、本年度の小・中学校の夏季休業期間を短縮する予定です。(期間については、決定次第お知らせいたします。)